

まもなく公募!

住宅の省エネ設備導入に 国の補助金制度が活用できます!

1/3以内
補助

1 事業名称

平成24年度「住宅・建築物省エネ改修等緊急推進事業」

2 公募期間

開始:平成24年度補正予算成立日(予定)※報道より2/20前後と想定
締切:公募開始日から14日後(予定)

3 補助事業要件

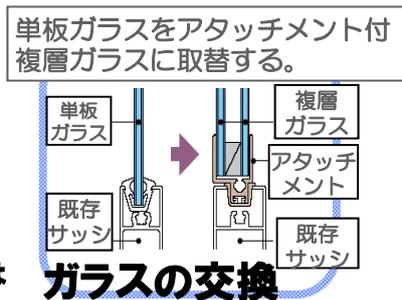
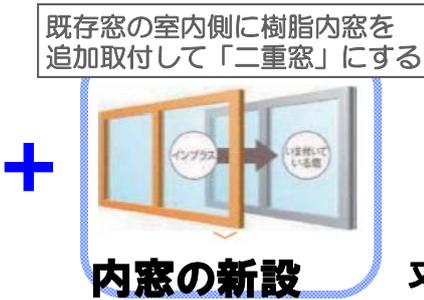
既存の住宅(戸建住宅及び共同住宅)の改修 【下記①~⑤を全て満足するもの】

※省エネルギー改修に加えて、バリアフリー改修を行う場合も対象

※後付け家電等の交換は対象外

- ① 躯体(外皮)の省エネ改修を行うもの
- ② 建物全体で概ね10%以上の省エネ効果が見込まれるもの
※省エネ率10%以上とみなす改修メニュー(表1)があり、その組み合わせであれば省エネ計算は不要
- ③ エネルギー使用量等の実態を把握する計測を行い、継続的なエネルギー管理等に取り組むこと(エネルギー事業者等からの請求書に基づき把握するものも可)
- ④ 総事業費が500万円以上であること(複数住宅まとめて申請可)
- ⑤ 平成24年度中に着手するもの(計画立案をもって着手とみなす)

具体的な
組み合わせ例



など...

計測器不要!

※その他組み合わせについては表1参照

4 補助率・限度額

1/3 以内

(開口部の日射調整フィルムの工事に係る補助金の額は、当該費用の1/6以内)

限度額は1住戸あたり50万円

複数の住戸をまとめて提案する場合は、1提案あたりの上限は1億円

- ・バリアフリー改修を行う場合は、1住戸あたり25万円を上限として加算
- ・バリアフリー改修工事にかかる補助額は【(7)バリアフリー改修に係る工事対象】に示す取り組みを対象とし、バリアフリー改修工事に係る工事費の1/3以内かつ、省エネ改修工事にかかる補助額以内を補助
- ・複数住戸をまとめて提案する場合は、バリアフリー改修部分の補助限度額を1提案あたり5,000万円とする

タイプ	断熱改修	設備改修			
	開口部	暖房	給湯	換気	その他
B	居室全室	いずれかの設備改修 1種類以上			
○C	主たる居室 全窓以上 おすすめ!	いずれかの設備改修 1種類以上			
D	その他居室1室 全窓以上	いずれかの設備改修 2種類以上			

表1-2. 早見表における改修メニューの仕様例(抜粋)

項目	仕様・メニュー例	
断熱改修	原則として、現行の『住宅に係るエネルギーの使用合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針』を満足するもの 例) 開口部の改修⇒二重サッシ・複層ガラス等	
設備改修	暖房	高効率熱源機 (効率が10%以上向上する組込型エアコン、集中ボイラ等) 例) ハウジングエアコン
	給湯	高効率給湯器 (ヒートポンプ給湯機、ヒートポンプ・ガス瞬間式併用給湯機等) 例) エコキュート
	換気	熱交換型換気設備(ダクト式第1種換気設備の場合に限る) 例) 住宅用全熱交換器 <VHVS18A> 調湿・換気ユニット <VHM25BHKS,VHM25BJKS>

5 補助対象設備

- (i) 表1-1,1-2の組み合わせを満足するもの
(ii) 表1-1,1-2の組み合わせを満足した場合に補助対象となるもの(抜粋)
- ・温水式床暖房器
※主たる居室に設置するものでヒートポンプ式熱源機等から温水を供給し、床の上面放熱率80%以上であること(設置個所の床下断熱を実施)
 - ・HEMS(例:NEC製 IG0001STC/CM)

6 補助対象外の設備(抜粋)

壁掛け式エアコン、IHクッキングヒーター、遮熱塗料(ゼツフル)、太陽光発電設備、蓄電池など

7 バリアフリー改修に係る工事対象

- I. 手すりの設置 II. 段差解消
III. 廊下幅等の拡張 IV. エレベータの設置

8 その他、注意事項等

補助を受ける者以外の者が、事務代行者として応募することも可能
この場合、必ず補助を受ける者との連名で応募すること
尚、事務代行者が代表提案者になることができるのは、
住戸をまとめて提案する場合に限る